

日帝強制占領下強制動員被害真相究明等に関する特別法  
(法律第 7174 号、2004.3.5 制定、2004.9.6 施行)

第 1 条(目的)

この法は日帝強制占領下強制動員被害を究明し歴史の真実を明らかにすることを目的とする。

第 2 条(定義)

この法において使用する用語の定義は次のとおりである。

- 1 日帝強制占領下強制動員被害とは満州事変以後太平洋戦争に及ぶ時期に日帝により強制動員され、軍人、軍属、労務者又は軍慰安婦等の生活を強要された者が被った生命、身体及び財産等の被害をいう。
- 2 犠牲者とは日帝強制占領下強制動員により死亡し若しくは行方不明になった者又は後遺症が残る者であって第 3 条第 2 項第 4 号の規定により日帝強制占領下強制動員被害犠牲者として認定された者をいう。
- 3 遺族とは犠牲者の配偶者（事実上の配偶者を含む）及び直系尊卑属をいう。但し配偶者及び直系尊卑属がない場合には兄弟姉妹をいう。

第 3 条(日帝強制占領下強制動員被害真相究明委員会の設置及び業務)

- ① 日帝強制占領下強制動員被害の真相を究明し、この法による犠牲者及び遺族の審査及び認定等に関する事項を審議及び議決するため、国務総理所属下に日帝強制占領下強制動員被害真相究明委員会（以下「委員会」という）を置く。
- ② 委員会は次の各号の事項を審議及び議決する。
  - 1 日帝強制占領下強制動員被害真相調査に関する事項
  - 2 日帝強制占領下強制動員被害に関する国内外資料の収集及び分析並びに真相調査報告書作成に関する事項
  - 3 遺体発掘及び収集に関する事項
  - 4 犠牲者及び遺族の審査及び認定に関する事項
  - 5 資料館及び慰霊空間造成に関する事項
  - 6 この法に定める戸籍登載に関する事項
  - 7 その他真相究明のために大統領令で定める事項

第 4 条(委員会の構成)

- ① 委員会は委員長 1 名を含む 9 名以内の委員で構成する。
- ② 委員は日帝強制占領下強制動員被害に関して専門的な知識を有し業務を公正かつ独立的に遂行できると認められる者及び関係公務員中から大統領が任命又は委嘱する。

- ③ 委員長は委員中から大統領が任命する。
- ④ 委員の任期は2年とし一回に限り再任することができる。
- ⑤ 委員が事故により職務を遂行できず又は欠員となった場合には遅滞なく新しい委員を任命しなければならない。この場合補任された委員の任期は前任委員の残余任期とする。

#### 第5条(委員の職務上の独立と身分保障)

- ① 委員は外部のいかなる指示又は干渉を受けることなく独立してその職務を遂行する。
- ② 委員は身体上又は精神上の障害により業務遂行が著しく困難又は不可能になった場合及び刑の宣告を受けた場合を除きその意思に反して免職されない。
- ③ 委員が第2項の規定による身体上又は精神上の障害により業務遂行が著しく困難又は不可能な場合に該当する旨の認定は在籍委員3分の2以上の賛成で議決する。

#### 第6条(委員の欠格事由)

- ① 次の各号の一に該当する者は委員となることができない。
  - 1 大韓民国国民でない者
  - 2 国家公務員法第33条各号の一に該当する者
  - 3 政党の党员
  - 4 公職選挙法及び選挙不正防止法により実施する選挙に候補として登録した者
- ② 委員が第1項各号の一に該当することとなった場合には当然に退職する。

#### 第7条(議決定足数)

委員会はこの法に特別な規定がある場合を除き在籍委員の過半数の賛成で議決する。

#### 第8条(事務局の設置)

- ① 委員会の事務を処理するために委員会に事務局を置く。
- ② 事務局に事務局長1名その他の必要な職員を置く。
- ③ 事務局長は委員会の議決を経て委員長の提請により大統領が任命する。
- ④ 所属職員中5級以上公務員は委員長の提請により大統領が任命し、6級以下公務員は委員長が任命する。
- ⑤ 事務局長は委員長の指揮を受けて事務局の事務を管掌し所属職員を指揮監督する。

#### 第9条(職員の身分保障)

委員会の職員は刑の宣告、懲戒処分又は委員会の規定が定める事由による場合を除きその意思に反して退職、休職、降任又は免職されない。

## 第 10 条(委員会の運営等)

この法に規定されたもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は大統領令で定める。

## 第 11 条(日帝強制占領下強制動員被害真相究明実務委員会)

- ① 委員会の議決事項を実行し委員会から委任された事項を処理するため当該特別市長、広域市長又は道知事(以下 " 市、道知事 " という)所属下に日帝強制占領下強制動員被害真相究明実務委員会(以下 " 実務委員会 " という)を置く。
- ② 実務委員会は次の各号の事項を処理する。
  - 1 委員会から委任された日帝強制占領下強制動員被害に関する事項
  - 2 犠牲者と遺族の被害申告受付に関する事項
  - 3 被害申告に対する調査に関する事項
  - 4 その他委員会から委任された事項
- ③ 実務委員会は委員長 1 名を含む 15 名以内の委員で構成し、委員長は当該市、道知事が任せられ、委員は関係公務員並びに犠牲者及び遺族代表を含む学識と経験が豊富な者のうちから委員長が任命又は委嘱する。
- ④ 実務委員会の組織及び運営について必要な事項は条例で定める。

## 第 12 条(真相調査の申請及び被害申告)

- ① 犠牲者又は犠牲者と親族関係にある者及び日帝強制占領下強制動員被害について特別な事実を知る者は委員会に真相調査を申請し又は被害申告することができる。
- ② 委員会は第 1 項の規定による真相調査申請のための期間を定め、申告処を明記して公告しなければならない。この場合外国に滞在又は居住する者のため在外公館にも申告処を置く。
- ③ 第 1 項の規定による申請は次の各号の事項を記載した文書で行わなければならない。但し文書によることができない特別な事情がある場合には口述で行うことができる。
  - 1 申請人の姓名と住所
  - 2 申請の趣旨と申請の原因となった事実
- ④ 委員会が真相調査開始決定をした日帝強制占領下強制動員被害については第 2 項の規定にかかわらず、委員会の定めるところにより追加して被害申告を受けることができる。
- ⑤ 第 1 項の親族関係と特別な事実の範囲は大統領令で定める。

## 第 13 条(申請の却下)

- ① 委員会は真相調査の申請が次の各号の一に該当する場合にはその申請を調査することなく却下することができる。

- 1 申請が委員会の調査対象に属しない場合
  - 2 申請の内容がそれ自体として明確に虚偽又は事由がないと認められる場合
  - 3 委員会が却下した申請と同一の事実について再び申請した場合。但し申請人が従来の申請で提出しなかった重大な疎明資料を添付した場合にはこの限りではない。
- ② 委員会は調査を開始した後にその申請が第 1 項各号の一に該当することとなった場合にもその申請を却下することができる。

#### 第 14 条(真相調査の開始)

- ① 委員会は真相調査の申請が第 13 条第 1 項の規定による却下事由に該当しない場合には調査開始を決定し遅滞なくその内容について必要な調査をしなければならない。
- ② 委員会は日帝強制占領下強制動員被害が発生したと認めるに足りる相当な根拠があり真相調査が必要と判断される場合には職権で必要な調査をすることができる。

#### 第 15 条(真相調査方法)

- ① 委員会は調査の遂行において次の各号の措置を行うことができる。
  - 1 犠牲者及びその親族その他の関係人に対する陳述書提出要求
  - 2 犠牲者及びその親族その他の関係人に対する出席要求及び陳述聴取
  - 3 犠牲者及びその親族その他の関係人、関係機関並びに関係施設及び団体等に対する関連資料又は物件の提出要求
  - 4 日帝強制占領下強制動員被害が発生した場所等に対する実地調査
  - 5 鑑定人の指定及び鑑定依頼
- ② 委員会は必要と認める場合には委員又は所属職員によって第 1 項各号の措置をとることができる。
- ③ 第 1 項第 3 号の規定によって関連資料又は物件の提出を要求された関係機関等は大統領令に定める特別な事由がない限りこれに応じなければならない。
- ④ 関係機関又は団体は日帝強制占領下強制動員被害関連資料の発掘及び閲覧のために必要な便宜を提供しなければならない。
- ⑤ 第 2 項の規定による措置をとる場合、当該委員又は所属職員はその権限を表示する証票を所持しこれを関係人等に示さなければならない。
- ⑥ 第 1 項第 3 号の規定により提出要求を受けた関係機関等の長はその資料が外国で保管されている場合には当該国家の政府と誠実に交渉し、その処理結果を委員会に通報しなければならない。
- ⑦ 委員会は関係機関を通じ外国の公共機関が保管している資料について当該国家の政府に対しその公開を要請することができる。

#### 第 16 条(真相調査の期間)

- ① 委員会は最初の真相調査開始決定日の後 2 年以内に日帝強制占領下強制動員被害に対する調査を完了しなければならない。
- ② 委員会は第 1 項で定めた期間内に調査の完了が困難な場合には期間満了 3 月前に国務総理にその事由を報告し、6 月以内の範囲でその期間を延長することができる。但し上記の期間延長は 2 回を越えることはできない。

#### 第 17 条(決定等)

- ① 委員会は当該被害に対する調査を完了した場合には次の各号の事項を決定しなければならない。
  - 1 日帝強制占領下強制動員被害としての該当の有無
  - 2 当該被害の原因及び背景
  - 3 犠牲者及び遺族
- ② 委員会は第 1 項の決定をする場合、遅滞なく申請人に結果を通知しなければならない。
- ③ 委員会は第 1 項の決定をした後、必要な場合には被害真相等について公表し又は大統領と国会に報告することができる。

#### 第 18 条(委員の保護等)

- ① 何人も職務を行う委員、職員若しくは鑑定人に対し暴行若しくは脅迫し、又は委員若しくは職員に対し業務上の行為を強要、阻止、若しくはその職を辞退させる目的で暴行若しくは脅迫をしてはならない。
- ② 何人も日帝強制占領下強制動員被害の調査に関して情報を提供し又は提供しようとしたとの事由により解雇、停職、減給又は転補等のいかなる不利益も受けない。
- ③ 委員会は日帝強制占領下強制動員被害の真相調査に関連する証拠及び資料等の確保又は隠滅の防止に必要な対策を講じなければならない。
- ④ 委員会は日帝強制占領下強制動員被害の真相を明らかにし又は証拠若しくは資料等を発見若しくは提出した者に必要な補償又は支援をすることができる。補償又は支援の内容と手続等について必要な事項は大統領令で定める。

#### 第 19 条(真相調査報告書作成等)

- ① 委員会は第 16 条の規定による調査期間が終了する日から 6 月以内に日帝強制占領下強制動員被害真相調査報告書を作成して大統領と国会に報告し、これを公表しなければならない。
- ② 第 1 項の規定による報告書に含むべき内容は大統領令で定める。

#### 第 20 条(委員会等の責任免除)

委員会、委員、職員及び委員会の委嘱又は委任を受けて業務を遂行した専門家、鑑定人又は民間団体とその関係者は委員会の議決によって作成及び公開された報告書又は公表内容に関し、故意又は重大な過失がない限り民事又は刑事上の責を負わない。

#### 第 21 条(慰霊事業支援)

政府は日帝強制占領下強制動員によって死亡した者を慰霊し歴史的意味を反芻し平和と人権のための教育の場として活用するための次の各号の事業施行に必要な費用を予算の範囲内で支援することができる。

- 1 慰霊空間（慰霊墓地・慰霊塔・慰霊公園）の造成
- 2 日帝強制占領下強制動員被害資料館及び博物館の建設
- 3 その他の関連事業

#### 第 22 条(戸籍登載)

日帝強制占領下強制動員被害によって戸籍登載が遺漏し又は戸籍に記載された内容が事実と異なる場合には他の法令の規定にかかわらず委員会の決定により大法院規則が決める手続によって戸籍に登載し又は戸籍の記載を訂正することができる。

#### 第 23 条(秘密遵守義務)

委員又は委員であった者、委員会職員又は職員であった者、鑑定人又は鑑定人であった者並びに委員会の委嘱によって調査に参加し又は委員会の業務を遂行した専門家及び民間団体とその関係者はその職務遂行過程で知り得た情報、文書、資料又は物件を他人に提供、漏洩、又はその他委員会の業務遂行外の目的のために利用してはならない。

#### 第 24 条(不利益の禁止)

何人もこの法によって委員会に対して行った申請、申告、陳述又は資料提出等の事由により不利益を受けない。

#### 第 25 条(委員会と他の機関の協力)

- ① 委員会はその業務遂行の内容、手続及び結果について民間団体に諮問し又は意見を求めることができる。
- ② 委員会は必要と認める場合にはその業務中の一部を特定し地方自治体等関係機関及び専門家に委任又は委託して遂行させ、又は共同で遂行することができる。
- ③ 第 2 項の規定により委員会から委任若しくは委託を受けて業務を遂行し、又は委員会と共同で業務を遂行する関係機関及び専門家はその業務の範囲内で委員会所属職員とみなす。
- ④ 第 1 項及び第 2 項の規定について必要な事項は委員会規則で決める。

#### 第 26 条(公務員の派遣等)

- ① 委員会はその業務遂行のために必要と認める場合には関係機関の長にその所属公務員又は職員の派遣を要請することができる。
- ② 第 1 項の規定により公務員等の派遣を要請された関係機関の長は委員会と協議して所属公務員又は職員を委員会に派遣することができる。
- ③ 第 2 項の規定により委員会に派遣された公務員又は職員はその所属機関から独立して委員会の業務を遂行する。
- ④ 第 2 項の規定によって委員会に公務員又は職員を派遣した関係機関の長は委員会に派遣された公務員又は職員に対し人事及び処遇において不利な措置をしてはならない。

#### 第 27 条(類似名称の使用禁止)

委員会ではない者は日帝強制占領下強制動員被害真相究明委員会又はこれと類似の名称を使用できない。

#### 第 28 条(罰則)

次の各号の一に該当する者は 5 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

- 1 第 18 条第 1 項の規定を違反して職務を行う委員、職員又は鑑定人を暴行又は脅迫した者
- 2 第 18 条第 1 項の規定を違反して職務を行う委員又は職員に対しその業務上の行為を強要、阻止、又はその職を辞退させる目的で暴行又は脅迫した者

#### 第 29 条(罰則)

第 23 条の規定を違反し秘密遵守義務を守らない者は 2 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

#### 第 30 条(過怠金)

- ① 次の各号の一に該当する者は 1 千万ウォン以下の過怠料に処する。
  - 1 正当な事由なく第 15 条第 1 項第 4 号の規定による実地調査を拒否又は忌避した者
  - 2 第 27 条の規定に違反して類似名称を使用した者
- ② 第 1 項の規定による過怠料は大統領令の定めるところにより委員長が賦課する。
- ③ 第 2 項の規定による過怠料処分に不服がある者はその処分の告知を受けた日から 14 日以内に委員長に異議申立をすることができる。
- ④ 第 2 項の規定による過怠料処分を受けた者が第 3 項の規定によって異議申立をした場合には委員長は遅滞なく管轄裁判所にその事実を通知しなければならない。通知を

受けた管轄裁判所は非訟事件手続法により過怠料の裁判を行う。

- ⑤ 第 3 項の規定による期間内に異議申立を行わず過怠料を納付しない場合には国税滞納処分の例によりこれを徴収する。

付則<第 7174 号、2004.3.5>

- ① (施行日) この法は公布後 6 月が経過した日から施行する。但し委員及び所属職員の任命、この法の施行に関する委員会規則の制定及び公布、並びに委員会の設立準備は施行日以前に行うことができる。
- ② (委員の任期開始に関する適用例) この法によって任命された委員の任期はこの法の施行日から開始するものとみなす。
- ③ (大統領令の制定) 委員長はこの法が公布された後、施行日前であっても国務総理にこの法の施行に関する大統領令案の提出を建議することができる。